

大東市監告示第5号

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項および同条第4項の規定により定期監査等を実施したので、
同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

平成29年3月21日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 水落康一郎

【担当 監査委員事務局】

平成28年度 第2回 定期監査等の結果

1. 監査の対象

上下水道局

総務課、お客さまセンター、水道施設課、下水道施設課

2. 監査の期間

平成28年12月12日～平成29年2月22日

3. 監査の方法

大東市監査事務処理規程に基づき、上下水道局の各課等が分掌する平成28年度の事務事業について、また必要なものにあつては過年度の事務事業について、関係する帳簿ならびに保管する文書の提出を求めた。

これらをもとに担当部課等から事情を聴取し、その事務事業が法律、条例、規則、要綱等に従って合法・妥当な内容で執行されているか、また効果的、効率的な執行が行われているかについて監査を行った。

4. 監査の結果

上下水道局においては、概ね適正に事務が執行されていた。

一部の文書に不備や決裁もれ等がみられたので、口頭にて補正を指示した。

尚一部の事務事業については是正すべき事項があったので、以下のとおり指摘する。

(1) 団体の繰越金について 【総務課】

上下水道局においては大阪府東部の9市で構成する東水協に対して39,000円、大阪府下水道協会に対して38,200円、大阪府下水道事業促進協議会に対して20,000円、また大阪府合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に対して10,000円の負担金をそれぞれ支出している。

平成27年度の各団体の決算書を確認したところ、繰越金が団体の会費収入額の約2年分から最大で約6年分に相当する額となっており、多額の余裕財源が団体に内部留保されたままとなっている。

当職は平成24年度の定期監査でも、当時の水道局ならびに下水道課に対して、各団体に繰越金対策の申し入れを行っていただくよう指摘したところであるが、繰越金の状況に大きな変化や改善がみられない。このまま

の状態では各団体に新たな負担金の支出を続けることは公金支出の妥当性に疑義が生じるものである。

今一度、各団体に対して負担金徴収の暫定的な停止や減額等といった効果的な対策を実施するよう、申し入れを行いたい。

(2) 弁栓枠修繕委託工事について 【水道施設課】

水道施設課では施工業者による弁栓枠の修繕工事が完了した場合には、弁栓枠修繕委託工事施工報告書（以下「報告書」という。）を作成している。

報告書を確認したところ、実際には同一日に行われた消火栓枠1箇所と仕切弁枠2箇所の計3件の取替修繕工事について、施工日が異なる3件の工事があったものとして報告書を作成している事例があった。

事情を確認したところ、課内の一部に事務処理の方法について誤った理解があり、不適切な処理を行ってしまったとのことであった。

本件委託業務についての正当な処理の方法を課内で徹底し、適正な事務の執行を確保されたい。

(3) 配管工派遣委託工事について 【水道施設課】

水道施設課では異なる日に行われた2件の漏水修繕工事について、同一日に施工されたとする配管工派遣委託工事施工報告書（以下「報告書」という。）が作成されていた。

事情を確認したところ、現行の業務委託契約上は1日単位で委託料を算出する方式が取られていることから、半日分の修繕工事を行った場合には、他の半日分の修繕工事が新たに発生した段階で、1日分の修繕工事として処理を行っていたとのことであった。

現行の委託料の算出方法が実態に合わないのであれば、契約の内容を見直す等、適正な事務の執行を確保されたい。